

第7期札幌市子どもの権利委員会 第5回委員会

会 議 録

日 時：2024年9月12日（木）午後6時開会
場 所：TKPガーデンシティ札幌駅前 カンファレンスルーム2A

1. 開 会

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、定刻となりましたので、第7期札幌市子どもの権利委員会第5回委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局より5点報告させていただきます。

まず、委員の皆様のご出席状況についてです。

本日は、千葉副委員長とL委員からご欠席とのご連絡をいただいております。

ただいま2名いらっしゃらないのですけれども、委員数14名のところ、現在10名の参加となっており、過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、日程調整の際にもご説明させていただきましたが、前回、5月13日の委員会時にお伝えしておりましたユニバーサル推進室が所管する（仮称）共生社会推進条例の骨子案に関する報告並びに意見聴取につきましては、本日の推進計画素案の審議の都合上、11月に開催予定の委員会へ後ろ倒しさせていただきたいと思っております。ご了承ください。

次に、本日の資料ですが、皆様には事前に資料一式をお送りしておりますが、ご持参いただいておりますでしょうか。

もしお手元がない方は、挙手にてお知らせください。

次に、オンライン参加委員の方への注意事項についてです。

本日、オンライン参加のG委員におかれましては、ご質問やご意見等がある際は挙手をしていただき、進行役がご指名をいたしましたら、ミュートを解除してご発言をお願いいたします。また、途中退席される場合はチャットでお知らせください。

最後に、事務局職員を紹介いたします。

前回5月13日の委員会後に人事異動がございまして、5月25日付で子ども未来局子ども育成部長として浅山が着任いたしましたので、浅山より皆様へご挨拶をさせていただきます。

○浅山子ども育成部長 子ども育成部長に着任いたしました浅山と申します。

さっぽろ子ども未来プランの改定や、この札幌市子どもの権利に関する推進計画の改定という大変大事な時期に異動してきまして、ちょっと緊張しております。皆様のお力を借りまして、いい計画にしていきたいと思いますので、ぜひお力添えいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） また、本日は、子ども未来局から、子ども企画課、放課後児童担当課、子どものくらし・若者支援担当課、子どもの権利推進課、母子保健担当課、児童相談所地域連携課、家庭支援課、子どもの権利救済事務局が出席しております。

また、教育委員会からは、学びのプロジェクト担当課、教育課程担当課、児童生徒担当課、学びの支援担当課、教育相談担当課、教職員育成担当課の職員がそれぞれ出席してお

ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここから寺島委員長に議事進行をお願ひいたします。

2. 議 事

○寺島委員長 皆さん、こんばんは。

寺島でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、（仮称）第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画素案についての1点です。

それでは、事務局からご説明をお願ひいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、私から、（仮称）第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画素案について説明いたします。

説明は、基本的に資料1の（仮称）第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画素案概要に基づいて行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、資料1の1ページをご覧ください。

第1章、計画の策定としまして、次期計画策定の背景及び趣旨、計画の位置づけ、計画期間についてまとめております。

まず、計画策定の背景や趣旨についてですが、札幌市では、子どもの権利条約の理念を分かりやすく、札幌の実態に即した形で具体的に示した札幌市子どもの権利条例を制定しております。条例では、市民や市が協力して子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを明記しております。

また、国は、令和4年に全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指したこども基本法を制定し、令和5年には、こども家庭庁の発足とともに、こども基本法に基づくこども大綱を発出いたしました。次期計画は、これまで以上に総合的かつ一体的な子ども施策を推進していくために策定するものとなっております。

次に、計画の位置づけですが、本計画は、子どもの権利条例第46条に基づき、子どもの権利の保障を進めるための総合的な推進計画として、現在の第3次計画を引き継ぐ第4次計画として策定いたします。また、本計画は、第2次計画から札幌市の子ども・子育てに関する総合的な計画であるさっぽろ子ども未来プランに包含されています。

次に、計画期間につきましては、現計画を引き継ぐものとして、令和7年度から令和11年度までの5年間といたします。

続きまして、2ページをご覧ください。

このページから6ページまでは、現計画の振り返りの内容となります。

それでは、まず、第2章、子どもの権利に関する現状についてです。

この章では、現計画における成果指標の状況や主な取組結果を掲載しております。子どもの権利に関する現状につきましては、現計画における成果指標であり、前回5月の委員

会の際に取組状況報告として詳しく説明させていただいたところでございます。

また、下の主な取組結果ですが、こちらは現計画期間における取組の結果を掲載しております。

次に、3ページをご覧ください。

以降の6ページまでは、令和5年度に実施した子どもに関する実態・意識調査結果と結果から見える課題を掲載しております。

まず、3ページ左の表、子どもの意識に関する子どもへ聞いた結果ですが、自分のことが好きだと思う子どもの割合が減少傾向にあった点につきましては、コロナ禍により子どもたちの様々な活動が制限されたことも数値の低下に影響を及ぼした可能性があるとして、子どもが成功体験等を感じられるような様々な体験や参加の確保が必要であるとの課題が見えてきました。

また、右の表、子どもの権利の普及・啓発として、子ども、大人双方に聞いた結果につきましては、子どもの権利の認知度は大人で低下しており、中でも、子どもと関わりのない大人の認知度が低い傾向にあることから、こどもまんなか社会に向け、世代や状況に応じた効果的な普及啓発の取組を着実に進めることが必要であると考えております。

続きまして、4ページをご覧ください。

子どもの参加・体験機会・意見表明として、子どもに聞いた結果におきましては、職業体験や社会体験の機会は十分ではないとの傾向がありました。また、札幌市政について、意見を言う機会はない、特に言いたいことはないとの割合が高くなっていることから、子ども・若者時代にしか成し得ない経験や成功体験の積み重ねなど、豊かな育ちの機会の充実が求められており、多様な体験機会をはじめ、子どもの主体的な参加に加え、子どもが意見を表明し反映していく取組の促進が必要であると考えております。

次に、5ページをご覧ください。

子どもの悩みや困りごとの相談相手として、子どもに聞いた結果では、大半の子どもは悩みや困り事の相談を身近な人に相談できている一方、相談できる人はいない、誰にも相談しようと思わないと回答した子どもが一定数いることから、子ども・若者を取り巻く社会課題の多様化を踏まえ、大人がより一層広い視野を持ち、子ども・若者の思いや願いを汲み取り、十分な配慮を行うことの重要性や、安心して悩みや困り事を打ち明けることができる体制づくりが大切だと捉えております。

続きまして、6ページをご覧ください。

子どもアシストセンターの認知度として、子ども、大人双方に聞いた結果については、いじめや虐待などの権利侵害に苦しむ子どもがいるなか、子どもアシストセンターの認知度が低下していることから、相談窓口周知の取組を一層進めるとともに、相談機関の相互連携による適切な対応など、権利救済体制の強化が必要であると考えております。

ここまでの現計画の振り返りに関する内容となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

前計画及び調査結果等を踏まえた取組の方向性を整理したものとなっております。

これは、前計画の総括や各種調査等を通じて確認された現状を踏まえ、二つの方向性として整理したもので、一つは、子ども・若者の権利を推進するというもの、もう一つは、配慮を要する子ども・若者を含めた、全ての子ども・若者が幸せに生活できるよう努めるというものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

第3章、計画の推進体系では、次期計画の基本理念や基本的な方針、基本目標等について挙げております。

まず、基本理念ですが、「子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち」としております。これは現計画の理念を引き継ぎ、こども基本法やこども大綱の内容を勘案し、子どもだけではなく、若者も権利の主体となることも明確にするため、若者の表現も加えております。

次に、右側に記載しております基本目標を設定し、基本理念の実現に向けて、各施策の展開を図っていくこととしております。この基本目標につきましては、こども大綱を踏まえて策定が進められている次期子ども未来プランと連動する部分として、子どもの権利推進に関する部分を掲載しております。

なお、左側の記載の基本的な方針ですが、これは、基本目標に掲げられた施策を取り組む際に意識するものとして、四つの方針を整理したものとなっております。

次に、資料の下になりますが、成果指標と活動指標を掲載しております。

まず、左の成果指標につきましては、こちらに記載の3項目としております。

一つ目は、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合を、引き続き指標としております。

二つ目の自分には様々な可能性があると思う子どもの割合ですが、自己肯定感の向上に向けて様々な体験や参加の機会を確保し、子どもが成功体験を感じられるような取組の成果を図ることを目的として、この指標としております。

三つ目は、いじめなどの不安や悩みを身近な人に相談する子どもの割合を、引き続き指標としております。

なお、ここで、1点資料の訂正がございます。

お手数ですが、資料2、素案の本書をご覧ください。

計画素案の15ページになりますが、こちらの4の(1)成果指標の二つ目、自分には様々な可能性があると思う子ども・若者の割合につきまして、若者の欄の削除をお願いしたいと思います。

続きまして、また概要に戻りまして、次に、右側の活動指標につきまして、記載の3項目としております。

まず、一つ目の子どもの権利の認知度ですが、成果指標から活動指標に整理をしております。

また、二つ目の市政への子どもの参加の取組の実施件数につきましては、こども基本法の施行により、より一層の充実化を図っていく必要があることから、こちらにしております。

三つ目の子どもコーディネーターが新たに支援・見守りを行った子どもの総数につきましては、子どもが安心して暮らせる環境づくり、支援の後押しのために、こちらの指標に設定しております。

なお、活動指標の目標値は、市のまちづくりに関する中期実施計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023を踏まえ、令和9年度までの指標を設定しております。

なお、毎年度、計画の進捗管理をする中で、令和10年度以降の指標の再設定等の検討を行うこととしております。

最後に、9ページをご覧ください。

第4章、具体的な施策の展開についてです。

8ページでも少し触れましたが、二つの基本目標と主だった事業を記載しております。

こちらにつきましては、詳しくは資料2、素案本書の16ページから30ページに事業内容を記載しております。

なお、この資料2は、現段階の素案として提示しているものであり、本日の皆様からの意見を踏まえて整理し、後日、改めてお示ししたいと考えております。

以上が資料の説明ではございますが、3点補足をさせていただきます。

まず、今後のスケジュールですが、前回ご説明しておりますとおり、本日の意見等を踏まえた計画案を11月に再度ご審議いただく予定でございます。その後は、年度内の計画の策定を目指してパブリックコメントやキッズコメントなどを行い、3月には確定版のご報告をさせていただく予定です。

次に、現在、子ども未来局では、「子どもにやさしいまち」をテーマに子どもワークショップを行っており、この子どもたちの意見をまとめたものにつきましても、次回の委員会でご提示したいと考えております。

最後に、計画の全体につきましては、子ども・子育て支援に関する事項を所掌する附属機関、札幌市子ども・子育て会議が中心となって審議することから、当委員会におきましては、子どもの権利保障に関わる部分につきまして審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は委員の皆様より活発なご意見をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○寺島委員長 この後、ただいまご説明のありました素案に対して、委員の皆様からいろいろなご意見をいただいた上で、次回、計画案に取り入れていただきたいと思っておりますので、ぜひご意見をお願いいたします。

また、対面会議にご出席の方におかれましては、本日、お手元に配付されました検討テ

一マの例というA5判サイズの小さな紙があるかと思います。本日、対面会議の場で配付させていただいたものですので、オンライン参加の委員におかれましては、お手元に資料がございません。ご不便をおかけして恐縮ですが、口頭でそこに記載されている例を読み上げます。こちらは、これからご意見をいただく上での検討テーマをあくまでも例として示したものでございますので、これに捉われるものではございませんが、以下、読んでまいります。

一つ目として、計画の記載や内容など計画の全般について。

大きな二つ目として、施策の効果的な実施について。例えば、普及啓発、広報の手法、そして、子どもの意見表明や参加につながる工夫、子どもが安心して暮らすための取組、気軽に相談しやすくなるための工夫、相談窓口の周知方法など、こういったものが施策の効果的な実施についてです。

検討テーマの例の三つ目といたしまして、自己肯定感の成果指標等について、こうしたことの成果指標等についてもご意見をいただければと思います。

これらは、あくまでも、これからご意見いただく上での検討テーマの例でございますので、これに捉われず、広くご意見をいただければと思います。

それでは、どなたからでもご意見を頂戴できればと存じます。いかがでしょうか。

○D委員 TKPがいっぱいあるので、1時間ほど迷いました。私は、札幌駅北口のほうかなと思ったら、いや、ここではないですと言われて、今度は南2条のほうに案内されて、そこでもないということで、ここまでたどり着くのに1時間ぐらいかかってしまいました。

次回、会場を変えるときは、何番出口から出て徒歩何分というふうに案内文に記載していただきたいということを、まず、お伝えしておきたいと思います。

それで、私からは幾つかございまして、一つは、資料2の4ページに、自分のことが好きだと思う子どもの割合が目標値として80%という形で、かなりの数値を掲げているのですけれども、現実的な問題として80%を到達させるというのは、調査、統計をやっている人間からすると、非常に高い数値ではないかと思ったわけです。ですから、80%にした根拠といいますか、理由というものがもしあるのであればお聞かせ願いたいというのが、まず第1点目でございます。

それから、2点目は、次の5ページ目に主な取組結果ということで、こういうことを実施しましたということが書かれているのですけれども、取組をした結果、どういう課題が出てきたのかということもやはり書いたほうがより丁寧ではないかと思いました。ですので、単なる結果だけを報告するのではなくて、こういう課題も出てきたので、より一層、改善を図ってまいりますというような形で書いたほうがよろしいのではないかと読んでいて感じたところがございます。

それから、6ページに、自分のことが好きという割合が年々低下しているという指摘がある一方で、毎日が充実して楽しい、自分のことを理解してくれる人がいる、自分という存在を大切に思えるというような項目が肯定的な割合で非常に高くなっているという、一

見、矛盾しているような形の回答が出ているわけです。この辺りの分析というのは、市としてどういうふうになされておられるのかをお聞きしたいです。

というのは、10ページ目の子どもの悩みの困りごとの相談相手の図8で、「相談しても状況が変わらないと思う」という数値がかなりのウェイトとして出ております。こういったところと自分のことが好きということと何かリンクしているのかどうか、もし見解としてあるのであれば、述べていただきたいと思います。

それから、最後に、15ページ目に基本目標が書かれております。そこに令和6年度が「〇〇」になって数値が入っていないというのはなぜなのか……

○B委員 削除になるそうです。

○D委員 削除という説明がなされていたのですか。

○B委員 はい。

○D委員 これを見て、どうして数値が入っていないのかなと感じておりました。

取りあえず、そこら辺でよろしくお願ひいたします。

○寺島委員長 それでは、今、何点かご発言があったのですが、2点目としておっしゃった資料2の5ページの主な取組結果について、どういうふうに取り組んだという結果だけではなく、その後どういう課題が出てきたのかということについては書いたほうがよいのではないかというのは、ご質問というよりはご意見ですね。

残る2点についてはご質問としますので、事務局でご回答をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） D委員、大変迷わせてしまいまして、申し訳ございません。次回は、丁寧にご案内をさせていただきたいと思います。

ご質問について、ありがとうございます。まず、私からお答えさせていただきます。

1点目の本書の資料2の4ページの80%につきましては、現計画の目標値でして、当初は67.4%で、計画が5年間であったので、目標値を80%で置き、これを踏まえて、次期計画ではまた別な指標というところになります。

3点目の6ページの自分のことが好きだという設問につきましては、今までもこの設問に対してはいろいろなご意見があるところでして、現在、内閣府のこども・若者の意識と生活に関する調査では、今の自分が好きだという自己肯定感や、今自分が幸せだと思ふ幸福感、自分の将来について明るい希望を持っている将来への希望のほか、チャレンジ精神や社会貢献意欲といった複数の項目で子どもの意識を図っているところでございます。

こちらの自分のことが好きだという設問については、年齢とか、そのときの子どもの心の状況によって回答が大きく変わる可能性があるほか国民性もあると思いますし、今までもそういったご意見をいただいているところでございます。

国の調査では、この設問については、自分のことが好きだという設問を継続していることもあり、札幌市としても、経年観察としてこちらの設問での調査を継続する必要はあるものの、今回、次期計画の方向性を踏まえて、指標は、自分のことが好きではなく、自

分には様々な可能性があると思う子どもの割合ということで、成果指標を変更したいと考えております。

○寺島委員長 先ほど、D委員から、資料2の5ページの(2)にある主な取組結果については、取組結果を記載するだけではなく、その結果、どういう課題が見えてきたのかということも記載するのがいいのではないかというご意見がありましたけれども、このご意見に関連してご意見のある方はいらっしゃいますか。

○B委員 関連してと言われると申し上げたいのですが、計画なので、かなり相加的というか、全体的に書くのは仕方がない面があると思う反面、やはりどこをポイントにして、どこをどれぐらい進めていこうとしているのかというのが見えづらいという印象を持っています。

例えば、今日のA5判の項目を生かそうとすると、素案概要の9ページの子どもの意見表明の促進というところに何が書かれているかというところ、「子ども議会、市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明等」とあって、ここには「等」というのが入っているのですが、やはり子どもたちの生活の場がどういうところを基軸にしているかということ考えたときに、いきなり、まちづくり、市政と言ってしまうと遠くて、やはり学校などももう少し身近なところではないかと思うのです。

推進計画の素案の9ページの図6だと、校則、学校行事やイベントの企画運営、部活、子ども会、地域の行事、そして、最後にまちづくりなど市政についてという項目で、意見表明の機会があるかという質問をしていて、その答えが統計上出ている、それを反映してこちらの案に出さないと、連続性が見えないのかなと率直に思っています。

やはり、子どもの意見表明の促進は、学校であったり地域、図書館や児童館も含めて、いろいろな場所があるし、虐待とかいろいろな状況で一時保護されている場での意見表明ということもあります。やはり、子どもがどういう場でどういうふうにしてほしいと思って、その意見表明をどうしたいかという観点でまとめられないといけないのではないかと考えていて、そこがすごく気になりました。

あとは、これは素案そのものですが、今回、具体的な施策が書かれていて、レベルアップ、継続、新規というふうにまとめてあるのですが、過去の予算がどういう規模で出されて、どういう事業にどれぐらい使われて、その成果をどう見て、次の施策をどうレベルアップしようとしているのかというところの連続性をもう少し見せていただかないと、ほかの審議会に関わったときもそうだったのですが、私も今回が初めてなので流れが見えないのです。どういう観点で、どういう規模のレベルアップをしようとしているのかがちょっと見えないのですよね。だから、やはり予算規模も含めた過去実績と事業の内容とその成果についての評価というのは示していただきたいと思います。それがなくて、どういう施策でどれぐらいの費用をかけてどうだったというところが見えないので、ここが足りないとか、このレベルアップはどうなのかという意見が非常に言いづらいと感じます。

ひとまず、ここで止めたいと思います。よろしく申し上げます。

○寺島委員長 ご質問というよりはご意見ですね。

○B委員 意見と、質問というよりは、予算規模などを示してくださいという希望です。

○寺島委員長 それについて、何か事務局から補足する点はございますか。予算規模等についてご希望があったわけですけれども、今それについて補足できることはありますか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） ご意見として頂戴したいと思います。

○寺島委員長 ほかの委員はいかがでしょうか。

○D委員 今のB委員のご質問のアクションプランの予算額というのは、アクションプランを見ていただければ掲示されているはずですよ。

○B委員 予算自体はそうですね。

○D委員 だから、今のものや過去のアクションプランを見れば、幾ら計上されていたかということが分かるのではないかと思います。

○B委員 どれぐらいの予算規模で、どういう事業にどれぐらい使っていたという結果は出ているのですか。

○D委員 私は、細かい内訳が出ているかどうかまでは確認していません。ただ、私が見た限りでは、たしか事業自体の予算規模は出ていたのではなかったか、そう確認した覚えが残っているのです。

私は、内部のことはよく分からないのですけれども、査定があって、査定の結果、レベルアップがあったり、継続したり、新規のものを取り入れるという駆け引きみたいなものが出て査定されているのではないかと考えているのです。

○B委員 行政内の駆け引きですね。

○D委員 そうですね。

例えば、私は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをたくさん増やしたほうがいいと言っているけれども、一市民からすると、そんなに増やしても全然いじめは減っていないし、不登校も減っていないし、何も効果が上がってはいないのではないかと思いますよ。だから、何でそんなところにお金がなんでいっぱいつくのかと逆に思うわけです。それは、例えば、10ページの悩みごとの相談相手を見ると、「スクールカウンセラー」は5.1%しかありません。こういうことですから、スクールカウンセラーは、実際に相談する相手として5.1%しか見られていないということになってしまうわけなのです。

だから、本当に当事者の声が反映されたレベルアップとなっているかどうかということの検証は、細かく見ていかないとやはり駄目だと思うのです。ただ、有識者や専門家だけの意見を聞いて、それを増やせばいいのだという問題ではないのではないかと私は思っているわけです。

地域の問題で言えば、「機会はない」とか「特に言いたいことはない」というのが9ページに出てくるのですけれども、これは、私は地域の立場でこの委員に参加しているの

ですけれども、実際、町内会も高齢化しているし、世代間の交流をどういうふうに進めていけばいいかということはもう本当に悩んでいる状況です。民生委員だって、札幌市は成り手がなくて欠員が非常に多いという実態がある中で、世代間を超えてどういような交流を進めていけばいいのかというのは、構造的な大きな問題ですよ。やはり、構造的な問題として考えていかなければいけないというのがもう目に見えてあるなというのは実感として考えているわけです。

それから、職業体験とかボランティアの活動が十分ではないというのは、今日、現役の高校生の皆さんがいると思いますけれども、もう忙しくてそんなものをしてもらえないというのが現実ではないかと私は思うのです。もう見ている、高校生も大学生も忙しいです。忙しい中で、さらに体験活動をしなさい、あれをしなさい、これをしなさいといっても、なかなかできないというのがもう実態なのではないかなと思うのです。やはり、当事者の声がどこまで反映されて施策の中に生かされていくか、計画の中に盛り込まれていくかという、焦点はその1点ではないかなと私は思います。だから、当事者の視点、当事者のことをどこまで盛り込んでいくことができるか、そういった計画を立てていくことこの1点ではないかと私は思います。

○寺島委員長 今、高校生は忙しくてそういう活動に参加する機会がなかなかないというお話がありましたけれども、その当事者でもある高校生の委員からご意見があれば、ぜひ伺いたいと思います。

○C委員 忙しくて参加できないといったら、すごく生意気に聞こえるかもしれないのですけれども、外部の活動は、要は、大学に行くために書けるか書けないかが結構重要で、私の学校では、いわゆる大学の研究的な課外学習であったり、留学であったり、市のイベントでも、それこそこういった子どもの権利委員会みたいな感じの書けそうなものは、やはりそれなりに人気があるのです。ただ、あまり書けなさそうといったらあれですけども、それこそ本当により多くの人に知ってもらおうという広告のためのイベントだったら、やはり高校生の足は向かいにくいのかなというのはすごく感じます。

○K委員 C委員の意見とは逆で、私の学校では、書けるというよりは、イベントの運営をしてくださっている方と仲よくなっている生徒が結構いて、仲よくなっているから仲がいい方のイベントにはみんなで行こうという感じで、結構いろいろな人がイベントに行っているような印象です。

忙しくて行けないとかは、勉強や部活を頑張っている子たちは忙しいかもしれないけれども、私の学校では、結構、みんな暇をしていて、土・日に遊びに行くというノリでみんなワークショップや職業体験に行ったりしている子が多いです。

○F委員 多分、全員高校が違うので、私も全然立場が違うのですけれども、私の学校は、自分たちの元に、そういうワークショップなどをやっているという情報がそもそもなくて、職員室の前には結構いろいろな掲示物があって、職員室に行ったらちゃんと見る人だったら分かるのですけれども、私の友達も私もほとんど職員室に行かなくて、そういうものがあ

ることすら知らない人がすごく多い気がしています。

それから、私の学校は、部活をめっちゃ頑張りなさいみたいな指導がすごく多くて、なので、部活に入っていたら大学に受かるみたいなよく分からない教えがあって、それをされているので、部活をちゃんとやらなければいけないため、まず、土・日が結構潰れてしまって、平日の放課後も時間がないみたいな感じです。少し休みがあっても1か月ごとにテストがあるので、そういうものをしていたら自分たちのキャパがないという人がほとんどで、外にまで目を向けられない人がやはり多いのかなと思います。授業の中でこういうものがあるよと言われたら行ったりする人も結構多いのですけれども、そういうものを朝のショートホームルームなどで言われないと、誰も知らないまま、参加もせず終わってしまうという感じです。

○寺島委員長 情報提供も大事だということがご意見から分かったところです。

さらにご意見がございましたらお願いいたします。

○K委員 情報が少ないという点に関して、私は、NPO法人や民間企業などがやっているイベントをいっぱい知っているのですけれども、高校生や子どもが来ないと悩んでいる方々が結構多くいらっしゃいます。そういう民間やNPOのイベントを市で拾ってもらって、市から告示や広告を出してくださったら、もっと多くの高校生が知って、もっといろいろな職業体験をできる機会が増えるのかなと思います。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○D委員 私の民生委員というのはボランティアですけれども、官製型のボランティアということで、無報酬で活動しているわけです。

そもそも、ボランティアというものは、何か自分の進学に有利になるということであるものではないのです。ボランティアというものは自発性のものであって、自らやりたいと思ってやるものであって、上から言われてやるというものではないわけですよ。だから、その辺のところをやはり間違えないようにして、ボランティア体験というのがどういうものであるかということをやはり認識していただきたいと思います。進路が有利になるためとなると、何か付加価値がついてくるようになると、これはもうボランティアではないのです。だから、そういう点で間違いないように、ボランティア活動というのを理解していくことが大事ではないかなと思います。

この辺りは、道社協はボランティアセンターを持っていますから、J委員からご意見をいただければありがたいかなと思います。

○寺島委員長 J委員、お願いいたします。

○J委員 ボランティアセンターを持っています、以前、私もボランティアセンターに在職していたので答えます。

私の意見も加えてですけれども、確かに、自発的にやるのがもともとのボランティアかとは思いますが、知る機会、やってみてどうだったかというきっかけは、上からでも横からでも斜めからでもいいかなと思っています。やってみた結果、これが自分は好きだなと

か、これは向いていないとか、興味がさらに深まるものを一歩進んでいただければ、さらに自発的なボランティアに変化して楽しいものになっていくし、充実したものになっていくし、それが職業や大学につながっていくと、さらに視野が広がっていくのではないかなと思います。

きっかけは、変な話、忙しいという話もありましたから何でもいいといえますか、知る機会が増えるという、選択肢がたくさんあるという状況はとてもいいことではないかと思っています。

○寺島委員長 では、ほかに、先ほどもお示しした検討テーマの例にあるような項目なども含めて、引き続きご意見をいただければと思います。

○D委員 15ページの「○○」になっている項目は削除するという事になったのだけれども、これをそのまま掲示されていたという何か意図があったのですか。私は、遅れてきて聞いていないため全然分からないので、もう一度説明していただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

○寺島委員長 先ほどの時点では、その点については特にご説明がなかったので、事務局から補足していただければお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 若者につきましては、さっぼろ子ども未来プランでは想定しているのですけれども、子どもの権利委員会では、対象を条例にのっとって、原則18歳未満となっております。

今回の指標の若者は、誤植といえますか、もともと入っていなかったものが誤って入ってしまったので、削除してくださいということでお願いしております。

○寺島委員長 ほかにご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○H委員 私は、皆さんのお話とずれてしまうかもしれないのですが、検討テーマの例の中の下から2行目の気軽に相談しやすくなるための工夫についてです。

私は、幼稚園で仕事をしていて保護者と会話をする機会がとても多くて、お子さんのこと、家庭のこと、ご自身のこと、その他取り巻く環境について、いろいろと聞かせていただくことがあって、園を代表してお話しする機会が多いのです。そのときに、相談、支援、助けるといって、保護者の方は、強者と弱者ではないけれども、どうしても上下関係といえますか、虐待、DV、いじめ、不登校・不登園というマイナスワードがあった上での相談がここでできますよ、こういう機関がありますよと周知をすると、やはりどうしても構えてしまう傾向があるようなのです。

すばらしい方たちがお話を聞いてくれて、そこで力を分けてもらっている方は何人もいますが、その階段を上るときにやはり引っぱりとなってしまいう機会が多いので、もし周知方法を変えるとか工夫するとなったときには、そのワードに関して、保護者が構えないようなフラットな相談機関のネーミング、例えば、お話ししませんかとか、教えてくださいというような立場が少し分かりづらくなるというか、保護者や相談しに来られる方たちが決して弱い方ではないのだということが分かるような周知方法はいかななもの

かと考えております。

私も、日々、園で工夫をしているのですが、そういうことがあったら、知ったときに手を伸ばしたら届く場所がたくさん増えるのではないかなと思ったので、お話をさせていただきました。

○寺島委員長 関連してご意見はありませんか。

○B委員 今回の関連で、二つお伝えしたいと思います。

一つは、やはり顔が見えるというか、どういう人がどういう対応をしていて、自分がどんな感じにされるのだろうかというところが見えているか見えていないかということが一つの大きなポイントかなと思っています。さっき、スクールカウンセラーのお話をしてくださったのですが、やはり顔が見えなくて、たまにしかといいますか、週に1回ぐらいしか来ないし、どんなところでどんな相談をしたらどういうふうに対応してくれるのだろうかというのが見えないので、相談するには敷居が高過ぎるという声を聞いたことがあるのですよね。だから、そこは一つ大きな工夫が必要かなと思います。

ここは、大人でもそうですし、具体的にこういうところまで市の施策としてなかなかないのかもしれないのですが、例えば、東京の民間団体などがまちかど保健室をやっていますよね。あとは、札幌でも、食品を配りながら、そこで相談したい場合には相談もできるような体制を取っています。だから、やはり行政なり学校と少し離れても相談できる場所といいますか、ついでに相談できる場所というところが、自分の本当の困り事を教員に知られたくないという場面もあり得ると思いますし、違う観点で違う人に相談したい、あるいは、こういう場所で聞いてみようかなという場があると、もっと使い勝手はいいのかなと思います。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○F委員 去年の会議のときに話したのですが、私は、一時期、中学の先生に相談していた経験があるので、自分の実体験からお話しします。

今、H委員が言っていたとおり、本当にスクールカウンセラーに相談しに行っているというのが広まる時点で自分が弱い人みたいな空気で、浮いてしまうみたいな感覚がやはりどうしてもあって、それで、私も最初は保健室の先生にすら全然相談できませんでした。初めは学校の学年の先生に話す程度にして、そうしたら、スクールカウンセラーの先生のところに行ってしっかり相談しなさいと言われて、半強制的に行った身なので、すごく敷居が高かったですし、言っていたとおり、それがばれたら自分は友達と今までどおりの関わりができないかもという不安がすごく強くて、それがスクールカウンセラーという名前になってしまっている時点でみんな無意識に思っている感覚があるのです。

ですから、自主的に行くのではなくて、できれば教育相談みたいな感じで半強制的に1人ずつ話す場があると、特に高校生や中学生にはいいかなと思いました。教育相談は、学校の先生とは絶対1人ずつ話さなければいけないですよね。そういう話すタイミングがあるからこそ話せる内容はすごく多くて、なので、そういう時間がないのはもちろん分かっ

てはいるのですけれども、自主的ではなくても半強制的にやってもらえたらもっと相談しやすいと思います。

私も相談内容が親には相談しにくい内容で、親に相談しにくい内容は友達にもほぼ相談できないものばかりなので、そうなる、やはり大人の意見や助けが欲しいときはそういう場所を教えてくださいるのはもちろんだし、もう連れていってくれるぐらいまでしていただいたほうが私たちは楽かなとすごく思いました。

○寺島委員長 今出されたご意見に関連するものも含めて、ほかの方、ご意見はいかがでしょう。

○J委員 資料2の20ページにあります子ども・若者の可能性を広げていくための多様性のある社会の推進の真ん中ら辺に福祉読本の発行とあります。このところを確認したかったのですけれども、内容を見ると、「心のバリアフリー（障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考え方や行動）を学ぶための福祉読本を発行」と書いてあります。

一応、この委員会は権利の委員会なので、あえて言うのですけれども、やはり思いやりも大切です、優しさも大切ですけれども、ほかの子どもの部分においては、優しさを持って子どもと接したら改善されますということはあまり書いていないと思うのです。女性に関しても、多分、優しさや思いやりを持ったら全てのことが解決するとは書いていないと思うのですけれども、障がい児、障がい者においては、このワードがかなりたくさん出てきます。あえて言っています。否定はしていません。

それで、その部分のバランスといいますか、権利の話なので、障がいは何かというところを社会モデルも含めてきちんと副読本をつくってほしいと思いました。障がいがあるのかというのは、個人の機能障がいに焦点を当てて、できないからどうするというだけでもないのです。国連の障がいの定義を見ていただくと、関係性と書いてあると思うのです。なので、今、下とか上の話も出ていましたが、その部分についても、そこに合理的配慮の調整を持って考えていただければなという意見になります。

○寺島委員長 そういうご意見でございますので、事務局におかれても受け止めていただければと思います。

ほかにございませつか。

○B委員 今の関連です。

20ページの今の福祉読本の上の特別支援学校に在籍する子どもが地域で学ぶ機会を充実させるということや日常的な交流ということは、もちろん考え方として間違っていないと思うのですけれども、本当はもっとインクルーシブ教育を原則にしてやっていくということでない、現実問題として日常的な交流の場をつくるとか、学ぶ機会を充実させるというのがなかなか進んでいかないと感じます。

もちろん、段階的ということはあるのかもしれないのですけれども、やはり基本はインクルーシブなのだということをベースに置いた形で、そこにつなげていくために

どういふことが必要なのかという発想に立たないと、事態はなかなか改善しないとすごく感じているので、一言、お伝えしたいと思います。

これは、今の権利とも関わってくるとすごく思います。

○寺島委員長 ほかにございますか。

○J委員 さっき言い忘れたので、追加いたします。

やはり、思いやりを持った先に行動が生まれると思うのです。なので、行動した子どもたちを褒める環境をつくっていただければなと思います。心が動かなければ行動は出ないのですけれども、行動をしたときに失敗するかもしれないし、うまくいくかもしれないけれども、その行動をした勇気を褒めることが教育の中では大切ななと思っています。日本だと、そこの部分が少ないと思って、先ほど褒められることが少ないという自己肯定感の話もありましたので、そこも併せて、行動して、それはよかったねとかすごいねとか、どんなレベルでもいいのですけれども、褒められるようなことが増えていくといいなと思っています。

○寺島委員長 ほかにございますか。

○B委員 言わずもがなですが、行動もですし、気持ちなり意見を言うということについてのプラス評価を意識的にやるという社会でないと、子どもの意見表明や参加はなかなか難しいだろうと思うので、そこも関連するかなと思って意見を申し上げます。

○寺島委員長 ほかにございますか。

○D委員 読本は、もうかなり昔から言葉として使われているのですけれども、私は、この言葉自体が上から目線でないかなと思うのです。読ませる本ですよ。ですから、やはり当事者の権利とか基本的な人権とか尊厳というところから言えば、やはり福祉ハンドブックなど、もう少し言い回しを変えることが必要ではないかという気もするのです。

読本という、読ませる本という捉え方をするので、これは、ずっとこういうふうな感じで作られてきた歴史がそうさせているところがあるのではないかと思うのですけれども、やはり当事者視点から見ると、これは再考するところがあるのであれば、やはり名称変更の検討の余地はあるのではないかという気はしています。

それから、もう一つ、これは地域の人から聞いてほしいと頼まれたので発言するのですが、5ページ目に子どもコーディネーターと出てくるのですが、この子どもコーディネーターの仕事と学校との関わりというのはどの程度あるのですか。

○寺島委員長 ご質問ですので、事務局からご回答をいただければと思います。

○事務局（河村子どものくらし支援担当係長） 子どものくらし支援担当係長をしています河村と申します。

ただいまの質問の子どもコーディネーターが学校現場とどのような形で関わっているかですが、学校の中にはスクールソーシャルワーカーがいらっしゃいますので、基本的には、そちらにご相談されることが多いと承知しております。

子どもコーディネーターは、今、学校を離れたほかの地域、児童会館や子ども食堂とい

ったところを巡回する役割を持っておりませんが、当然、児童会館で子どもに何か心配なことがあれば、同じお子さんですから、学校現場でもきっと何か心配なことがあるだろうということで、学校のスクールソーシャルワーカーや担任の先生、教頭先生とも情報交換をさせていただいて、お互いに見守りをしていく、そのような形で関わらせていただいている状況でございます。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 では、5分ほど休憩をさせていただきたいと思います。

[休 憩]

○寺島委員長 5分ほど経過いたしましたので、再開させていただきます。

それでは、オンライン参加のG委員、ご意見、ご質問等、ご発言をお願いいたします。

○G委員 遠隔からの参加でご手数をおかけしておりますが、可能にしてくださり、ありがとうございます。

私からは、幾つかあるのですが、まず、全体として、こういった資料が会議のためというよりホームページに載っていた場合、私だったらどういう情報を探して読むかなという目で読んでいたのですが、やはり第4次ということで、第3次、第2次、第1次と何が違うのか、今までどういうことがされてきて、どんな成果があって、何が足りないということを踏まえた上で、だから、こうするという流れが知りたいのですが、ほかの委員のご指摘にもあったように、そういった流れが見えてこないというのがありました。

それに併せて、これまで第1次から第3次で何が行われてきたのかなと興味を持ってほかの資料を読んでいたのですが、どの資料にも最後の第5章の計画の推進と評価というところで、今も、資料2の30ページの最後の最後に「あらかじめ設定した成果指標等を踏まえた点検・評価を行うことで、施策の改善につなげていきます」と書いてあり、それが過去にも書いてありました。

次に行ったのは、電子媒体で読めたので、「成果指標」「点検」というキーワードで探したのですが、実際は、成果指標について踏まえた点検・評価というところが資料2には少ないので、アンケートの結果も踏まえ、さらに深い分析がもう少し必要なのではないかなと思いました。

例えば、成果指標に関して私が見つけたところだと、15ページで、コロナ禍だったので活動が少なく認知度が横ばいになっているのではないかとありましたが、それは一つの評価の可能性としては、分析の結果としてはありかなと思ったのですが、それだけかなと思ってしまったので、毎回の計画のところでもそれに基づいて改善していますということを書くのであれば、もう少しその辺りの流れを明確に細かく書いたほうが読み手には

納得されやすいかなと思いました。

次に、成果指標と活動指標ですけれども、15ページに、「本計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、更なる施策や事業の充実につなげていく指針として、成果指標を定めます」とあります。その次に、活動指標というのが「基本目標達成に向け、どのような資源を投入し、どのような活動を行ったかを表す活動指標を設定します」と書いてあって、それぞれ三つあるのですけれども、ここでも活動指標の「どのような資源を投入し」というのは、先ほどの委員のご指摘で、予算を何にどう充てているかというのはほかのところで見分かりますというお話だったのですけれども、これをぱっと見たときに、活動指標というのが三つあって、どんな資源を投入して、どんな活動を行ったのかというところが、例えば、認知度があって認知度を上げるためにどんなことをしたのかが、ここをぱっと読んだだけだと、15ページの活動指標というのが上の説明とちぐはぐしているなと思いました。

最後に、1点、SDGsについて資料の初めに書かれていて、カラフルな絵も載っているのですけれども、実際に、資料2の中でSDGsというキーワードで探したのですけれども、そうすると、食育に関して啓発活動を行ったというのがあったのですけれども、わざわざ、この権利計画の中にSDGsという言葉を入れて、札幌市のSDGsの視点も意識しながら推進していきますというのであれば、例えば貧困をなくそうとか、もっとほかに当てはまる項目があるのではないかなと。この絵はカラフルですてきですけれども、実際に中身が薄いといいますか、わざわざ言うのであれば、もう少しいろいろなところに入れる、あるいは、そういった項目を入れて子どもの権利に関してこういうことしていますというふうに挙げればいいのではないかなと思いました。

全体に言えるのですけれども、毎年入っているからとか、入れるべきだから入っているというような印象を持ったりすると、やはり内容が薄いなと思ってしまうと読み手の内容の信頼度が下がると思うので、入れるのであれば、具体的に書くことが大事かなと思いました。

○寺島委員長 今出されたご意見に関連して、ほかにございませんか。

○F委員 休憩前の話に戻ってしまうのですけれども、20ページの障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進ですが、私の中学校では同じことをやっています。私の学校の隣が支援学校の校舎で、渡り廊下でつながっていたのですよね。なので、中学校1年生、2年生はコロナ禍で交流が難しかったのでなかったのですけれども、旅行の行事のときに学年の方とお話ししたり、一緒に集会をやったりしていたのです。

そして、中学校3年生になったときに、支援学級の先生が私たちのクラスで若干道徳的な授業として、障がい者とはどういうものなのだよ、今、隣にいる支援学級の子たちはこういう子たちなのだよみたいな授業をしてくれたのです。それを全員で聞いて、やはり知らないことが多かったし、休み時間が同じなので遊びに来てくださいと言われたので、それから、先生方が想像していたよりもすごい人数が行ったのです。

行くと、もっといろいろ関わって、いろいろな話を本人からも聞けるので、すごくプラスになって、自分の人生においてすごくいいものを得たなという感覚があります。しかも、自主的に行っているから、やはりお互い気持ちがいいといいますか、先生に言われたから行ったわけではないし、別にあちらも無理やり連れて来られた人と違って全然話しやすいし、何回も何回も通うようになって、卒業までずっと通っている子もいました。

そういう感じで、やはり普通の学校だったら遠かったりという距離的な問題もあると思うのですが、最初の段階は先生の授業でも全然いいから、そこから、この期間は来ることができるよと提示してもらえると、みんな、じゃ、一回行ってみようと思って行くことができ、一回行けば、あとは先生に来ていいよと言われるたびに何回も行くみたいな感じになるので、そういう感じでつなげられたらいいのかなと思いました。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○C委員 前半で子どもコーディネーターの話がありまして、後半に入ってから活動指標のお話がありましたので、そこと関わって質問をしたいと思います。

子どもコーディネーターにつきましては、学校と情報の共有をして子どもたちの支援に当たるということが今までもありましたけれども、先ほども議論がありました資料2の15ページを見ていきますと、活動指標の一番下の子どもコーディネーターが新たに支援・見守りを行った子どもの総数について、現状値が253人のところ、令和9年の目標値が1,270人と5倍の数字が目標とされております。現状の子どもコーディネーターの方たち1人につき見ている子どもの人数、そして、目標値を5倍にしているというところについては、今の方たちの人数をさらに増やしていくというところで考えていらっしゃるのか、もしくは、子どもコーディネーターの数を増やしていくということで目標を5倍という数字にされているのかというところをお聞きしたいと思いました。よろしくお願ひします。

○寺島委員長 今のご質問について、事務局からご回答をいただきたいと思います。お願いいたします。

○事務局（河村子どものくらし支援担当係長） 今のご質問にお答えいたします。

こちら目標値の1,270人については、5年間の総数ということで考えておりまして、単年度で考えると、大体、今ぐらいの数字を毎年度計上していくということを想定しております。

現状では、子どもコーディネーターの人数を大きく増やすということは想定していないところです。昨年度まで7名体制で全市を回っておりまして、今年度は8名で回っているところでございます。

○D委員 今のお話を聞くと、学校との関係があるというふうに私は受け取ったのですが、先ほどの説明とはちょっと違うような感じがするのですが。

○寺島委員長 今の点について、事務局からご回答をお願いいたします。

○事務局（河村子どものくらし支援担当係長） 1点確認をさせていただきます。

学校との関係がないということですか。

○D委員 今、学校との関係があるようなことをおっしゃっていたのですが、先ほどは、学校との関係はなくて、そちらはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに任せるとい話をされていましたよね。

○事務局（河村子どものくらし支援担当係長） 学校では、まず最初に、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが動いているというふうに承知しておりますけれども、子どもコーディネーターも、もちろんスクールソーシャルワーカーや学校の先生方と連携を取って、それで活動しているという状況でございます。

○D委員 私は、先ほど学校との関わりはあるのかとご質問させていただいたのですが、子どもコーディネーターは、学校との関わりはあるというふうに理解してよろしいですね。

○事務局（河村子どものくらし支援担当係長） そうですね。

○寺島委員長 前後いたしますけれども、先ほど、事務局からC委員のご質問へのご回答がありましたけれども、C委員、よろしいですか。

○C委員 そうしますと、ここの目標値については、現状維持ということではよろしいですね。お願いします。

○事務局（河村子どものくらし支援担当係長） そのとおりです。現状維持で子どもコーディネーターの目標値を設定しているところです。

○寺島委員長 今のご回答を受けて、何かご意見等はございませんか。

○B委員 F委員が具体的に言うてくださったので、そういうつながりを持つという場があるというのもすごく大事ななと思いました。

インクルーシブという言葉で言っても、いろいろなバリエーションがあり得ると思っています。ただ、今やはり原則別々にあるというところがベースになっているところをどうしていくのかという課題が大きいと思っているので、そこをやはり意識した施策にしたいなと思いました。

それから、20ページの下で、アイヌ伝統文化、多文化共生推進、共生社会の実現に向けた子どもへの権利理解の向上とありますが、私も第3次でこの辺がどういう書きぶりだったかを見てきていないのですが、同じように書かれている可能性もあるかなと思っています。具体的に、下から二つ目の多文化共生に関してはレベルアップと書かれているのですが、どういう観点でレベルアップなのかというところを、さっきG委員が言われたように、継続性でどうするのかというところもあるし、ここにどこまで書けるのかというのはあるのかもしれないのですが、事業としてどういう形でやっていくのか、今、こういう取組をして、こういう到達だけれども、課題があるからこういうふうにしたいたいというところまで書けるものと書けないものがあつたとしても、書けるものは書いていくということをお願いしたいと思います。

それから、20ページの一番下のところも、子どもの権利理解の向上も必要かもしれないのだけれども、大人の理解の向上も物すごく大事なところだと思っています。むしろ、

共生社会は、大人の理解が進んでいないというところもかなり大きいのだろうと率直に思っているのですが、そこを両面からやらないと、子ども施策だから子どもだけを書くというやり方はもちろんそうかもしれないと思いながら、虐待もそうですけれども、親に光を当てないと虐待はなかなかなくなるというのが率直にあるので、そういうところは、やはり両面からこういう事業で対応をしていくのだというところを見えるようにしてほしいと思います。

また、私もG委員が言われたこととダブってしまうのですが、第1次から第3次で、こういうところは成果が上がったり、こういうふうに進んできた、他方で、こういうところはなかなか進まないとか、なかなかうまくいっていないのだというところを踏まえて、次に、こういうところをレベルアップするとか、ここが足りないから新規にするというところをもっと市民が見えるような形にしないと、これでどこがどうなっていくのでしょうかという未来図が見えづらいうちには思います。

そこも抜本的なところですから、どこまで本当に案として書き込めるかというのはありますし、指標も目標数値も必要などころがもちろんあると思うのですが、もう少しベーシックなところで、第1次から第3次でどういうふう展開してきて、次に、こういうところを狙いにしなければいけないと思っているみたいな、その次にこういうふうな未来図になっていけばいいなというところがもう少し見えてくるといいなというのが全体の印象でございます。よろしく申し上げます。

○寺島委員長 今の点ですが、先ほど冒頭で事務局からご説明があったときに使われた資料1の2ページから6ページまでが現計画の振り返りの内容となっていたと。ただ、この後に振り返ってそれを総括して第1次から第3次の成果や到達点と残る課題というものを整理するような一覧もあって、その上でこういう違いがあるのだよという第4次との相違点というのを示すような総括と比較対照があったほうがいいという趣旨のご意見と理解してよろしいでしょうか。

○B委員 そうですね。

○寺島委員長 ほかにご意見はありますか。

○I委員 検討テーマの中にある相談窓口の周知方法などというところですが、資料2の11ページを見ると、子どもアシストセンターについて、こんなにカードを配ったりしてずっとやってきているのに認知度が低いというところにびっくりしています。お子さんのいない、関わりのない大人の方は分かるかなと思ったのですが、お子さんのところがどうしてかなというところがあります。年代によって違うということは、多分、年代によって周知方法を変えなければならないのではないかと、一緒くたにどうしたらいいかということにはならないのではないかと思いました。

それから、10ページで、もしかしたら、この間、アンケートの結果を見せていただいたときにもあったかもしれないのですが、悩みごとの相談相手も、「母親」「父親」などありますけれども、これも年代によってちょっと違っているのかなという気がしていま

す。そこがどんなふうになっているか、もし分かったらなというのがありました。もしかしたら、年齢が高くなるにつれて親には相談しなくなっているようなことがあるのかなと思うのと、相談の相手の窓口は子どもたちにとってたくさん選択肢があったほうがいいと思うので、スクールカウンセラーは行きづらいついていろいろお話がありましたけれども、いろいろなところがあって、その子が選べるようにしているのが一番いいのかなと思うので、あとは、その人がどんなことをしてくれるかという周知が大切かと思いました。

あとは、自己肯定感のところだったのですけれども、夏ぐらいに全国学力・学習状況調査の結果が文部科学省から出ていたと思うのです。あのときに、北海道の子どもたちの自己肯定感が少しアップしていたように記憶しているのですよね。それを思うと、札幌市で行った結果とはあまりリンクしないなと思いながら、自分のことが好きだという質問項目だけでは自己肯定感を図るのは難しいと思ったのと、行政と学校が一緒にやっていくのはすごく難しいのかもしれないのですけれども、自己肯定感を行政だけでアップさせるのは難しいです。いろいろな体験の場や機会を設けるといのはもちろんですけれども、学校でどうやってやっていくかということも連携しないとアップしていかないのだろうなと思いましたし、保護者も子どもを育てていく上でどうしたら自己肯定感が上げられるのかというような、ちょっとした研修会があったらみんなでやっていけるような場ができるのかなと思いました。

○寺島委員長 いかがでしょうか。

○J委員 文言の整理で、前の会議のときにもお伝えしたかと思うのですけれども、14ページの基本的な方針の方針2に「障がい、疾病、虐待、貧困などにより困難を抱えやすい子ども」と書いてあるのですけれども、ここをもう少し適切な言葉に直していただきたいと思います。抱えるというのは持ち上げるようなことでもあります。今、障がいは抱えているものではないような書き方にそろってきているかと思えます。心と連動して思いやりが発生しやすいというのはあるのですけれども、今は抱えるという書き方はしないほうがいいかなと思っております。

○D委員 では、何と書けばいいですか。

○J委員 障がいだと、あるといった形に変わってきているかと思えます。

先ほどの社会モデルとつながっていくのですけれども、障がいは個人が抱えている問題と社会のありようみたいなところの関係性もありますので、そこを考えながら表現を統一していただければなと思います。

○寺島委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○A委員 私は、児童養護施設の施設長なので、虐待を受けた子どもたちと、もう40年にわたり関わってきました。私は、子どもの権利をどう守るかということについて日々考えているのですが、施設の入所した子どもたちの権利をどう守るかという狭い世界の中で考えているのかなと、この会議に何回か出席をさせていただいて感じております。札幌市がいろいろな取組をしておりますが、ただ、施設にいる子どもたちはそこにすらたどり着

くことができない子どもたちであるということで、これは感想になってしまうかもしれないのですけれども、何をコメントしたらいいのかなということがいつも詰まっているのですよね。

例えば、私は、児童養護施設を理解してもらうことが子どもの権利を守る一つのツールかなと思っていて、学校から声がかかれば大学に行きお話をし、民生委員から声がかかればお話をさせていただくという活動をしているのですけれども、一方で、いろいろなアンケートの結果を見たときに、私は本当に少人数のところにいるのですよね。自分を大切にできなかったり、自己肯定感が持てなかったりする子どもたちと向かい合っているのです。

その施策等は児童相談所がいろいろな視点を持ってやっていて、多分、ここの場で協議することではないのかもしれないのですけれども、例えば、高校生が意図的に子どもの意見を聞く場所を持つことによって話しやすくなる、実は、施設の中では、月に1回、担当職員が子どものいろいろな話を聞くということを意図的にやっているのです。やはり、そういう機会があれば相談しやすいのです。私どもも相談機関を持っていますけれども、いじめの相談を受けます、不登校の相談を受けますといっても、相談をする人にとっては、やはりそのハードルが高いのだなと改めて考えたりいたしました。

私自身もここの場が本当に勉強になっていて、なかなかコメントをしづらかったのです。例えば、高校生は忙しくてボランティア活動ができないですよ。でも、私もJ委員が言ったように、機会があれば、ボランティア活動を通して、本当にこれが自分に合っているのか、こういうことをやりたいという経験をしてもらうということは大事だと思いますし、私どものところの高校生も将来のことを考えて大学に行きたい子はオープンスクールに行ってみようかなとなるので、やはり情報を幅広く伝えてあげることが施設にいる子どもたちも家庭にいる子どもたちもすごく大事なのだなと思ったことが1点です。

それから、やはりお母さんに視点を当てなければなりません。施設も家族を再統合するので、お母さんをどう支えていくかという政策をどう考えていくのかということもすごく大事なことなのかなと考えております。

保護された子どもたちは地域に戻るのです。多分、地域に帰るときに、児童相談所もアフターケアも含めて手厚く在宅支援をしています。私たちも、家庭に戻した子どもたちのアフターケア、また、卒園した子どもたちのアフターケアを充実していかなければいけないというところで、そういう子どもたちをどう把握していくか、そういう家庭をどう把握していくかということについても一つの大きな課題なのではないか、今日、皆さんのお話を聞いて思った次第です。

施設の中で、権利擁護を大事にしなければいけない、子どもの意見表明がちゃんとできるような取組をしなければいけないと。でも、地域社会でいろいろなことをやっていただきながらも、こぼれる家庭、こぼれていく子どもたちにどう視点を当てていくかということも大きな課題なのかなと感じましたということをお話しさせていただきます。

○寺島委員長 ほかにご意見はいかがでしょうか。

○K委員 A委員のお話を聞いていて、お母さんのケアはすごく大事だなと、私の実体験を通して思いました。

私は、今日まで定期テスト期間だったのですけれども、この2週間ぐらい定期テストの勉強で忙しくて少しびりびりしていたのですよね。そのときに、母の声かけに救われているところがありました。でも、テスト期間が始まる前ぐらいは母がPTAの活動で忙しくて、母の心の余裕がなくなっていて、それで、私に対するケアが少なくなっていて、それによって私の自己肯定感も下がっていたなと感じていて、母の心の余裕がないことによって私の心の余裕もなくなるといいますか、なので、アンケートにもあるのですけれども、自己肯定感を高める方法の一つとしてお母さんの世代をケアしていくことも大事ななと思いました。

それから、I委員の子どもアシストセンターの認知度の話に戻りまして、10歳から12歳への認知度が低いという話があったのですけれども、これは私の意見ですけれども、小学生ぐらいだとカードや文書で渡されても覚えていられないことが多いと思っています。具体的な物語にしたり、体験してもらったり、クイズを出したりすることが伝える面においては大事だと思うのです。

これは子どもの権利の話ではないのですけれども、この間、札幌ドームでSAPPORO×エコチル、環境広場さっぽろ2024というものがあって、それにブースを出す面で参加していたのですけれども、小さい子に環境の話を伝えるときに手で動かすパペットを使ってミニ劇を行っていたり、クイズを出したりというブースが子どもたちにすごく人気で、みんな、そうなのだ喜んで帰っていたのです。だから、そういうものを子どもの権利の話でもしたら、もっと広がっていくのかなと思いました。

○寺島委員長 ほかはいかがですか。

○D委員 先ほど、若者は削除したほうがいいという結論が出ていたのですけれども、14ページの方針3として、ライフステージに応じて切れ目なく支えるというものが書かれているわけです。そのことを考えていくと、子どもだけと分断するといえますか、切るというやり方をあえてしなくてもよかったのではないかなという気がするのです。

やはり、柔軟に若者を入れて考えていくと。議員立法の子ども・若者育成支援推進法もあるわけですから、そういった意味で、あえて削除にしなくてもよかったのではないかなという気も、この方針案の中に盛り込まれているところと関連して思いました。

○寺島委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

○B委員 19ページだけに限らないのですけれども、子ども・若者の居場所づくり支援事業とあって、ご承知のとおり、札幌市では若年女性支援事業が始まっています。女性だけでいいのかというところはあるかもしれませんが、詩梨ちゃん事件をきっかけにして支援事業が始まっています。やはり、若者の延長線上で、本当に学生で妊娠を経験する人もいるわけですし、子育てをするという環境があれば、学生生活と子育てを両立することができ得るわけですよね。今、大学で保育施設を持っているところは物すごく

限られていますよね。

そういうようなことも含めて、若年者という形でつなげた施策も見える化をしていただきまして、そのつながりも分かるようにしていただくと、連続性を持って延長線上に本当に親に光が当たるということもあるし、違う意味で、虐待に関して、貧困に関してなど、いろいろな観点でやはり親にも光を当てないと施策として進んでいけないというテーマはあるわけです。広げていけば全部かもしれないのですけれども、そこもちゃんとつながるような施策として打ち出していったほうがいいと改めて思ったので、お伝えしたいと思います。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○C委員 また別の話になるのですけれども、今まで、子どもの権利という話になると、小学生から中学生、言っても幼稚園という話が結構多かったですけれども、以前もちょっとだけ話をしたのですけれども、私の家は里親をやっている、今、生まれてすぐ3か月間私たちの家において、その後、数か月おきに別々の家に行って、1歳のときにまた私に家に来た子がいます。今は2歳と半年ぐらいですけれども、それだけ家を転々としていて、もう1年半以上も私の家にいるわけですが、今でも誰かが外に出ることに対してすごく敏感で、最近はそんなことはないのですけれども、半年ちよいたつぐらいまで、別に私に特別懐いていたわけではないのに、朝、私が学校に行くという動作をするだけで、また置いてかれるのではないか、また別のところに行くのではないかという不安からすごく泣いていたりしたのですよね。今でも、家に父親がいて母が一旦外に出たりとか、父親だけが出たりというものでも、父親と母親に限って泣いてしまうのですよね。

やはり個人差があると、親が出てくることに対して耐性がない子どもは、里子に限っての話ではないと思うのですけれども、赤ちゃんの頃の経験は大きくなってからすごく影響するもので、私の知っている事例では、父親に虐待されてしまった子が大きくなってからもしばらく男性に対して恐怖心があったり、克服したと思っても実はちょっとみたいな話も聞いたりするので、里親、里子であったり、まだ記憶としては残らないけれども、人格形成にすごく影響のある時期のケアも、もっといろいろできたらいいのかなと思っています。

○寺島委員長 ほかはいかがでしょうか。

もしなければ、私から質問と意見ですけれども、現状、この子どもの権利委員会以外に札幌市で子どもの委員が参加している審議会はあるのでしょうか。子ども議会があることは承知しているのですけれども、審議機関等はほかにどれだけあるのか、また、今後それをさらに拡充していくという計画はないのか、もしさらに増やせるものがあれば、そういうものも子どもの意見表明の参加を拡大するものだと考えるのですが、その点についていかがでしょうか、教えていただければと思います。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 今のご質問ですけれども、現在、高校生や子どもが参加する附属機関等、審議会については、こちらの子どもの権利委員会だけになりま

す。なので、とても貴重な委員会という位置づけになっております。

今後につきましては、こども大綱、こども基本法では、子ども施策に関するものについては子どもの意見を聞きながらということになっておりますので、それぞれ審議会の形なのか、パブリックコメントやキッズコメントの形なのか、それ以外の方法なのかはございますが、子どもの意見を聞いて施策を実施していくことになろうかと思えます。

○寺島委員長 ありがとうございます。

それでは、オンライン参加の委員も含めてよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 では、事務局におかれましては、本日出されたご意見等を踏まえて、次回の委員会で計画案をお示しいただきますようお願いいたします。

それでは、全体を通して、改めて何かご質問等はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 なければ、本日の議事はこれで終了いたしまして、事務局にお戻しいたします。

ありがとうございます。

3. 閉 会

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 委員の皆様、長時間にわたり、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

1点補足ですけれども、先ほど成果指標の中で若者につきまして、こちらの推進計画では削除をお願いと申しましたけれども、本体のさっぽろ子ども未来プランには、当然、若者というところは入った形で、今、鋭意素案を策定しているところでございますので、そこだけお伝えしておきます。

本日の議事等につきまして、改めてご意見、ご質問がございましたら、メール等でも結構ですので、事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

また、次回の委員会につきましては、本日のご意見を踏まえた計画案のご提示のほか、冒頭にお伝えしましたユニバーサル推進室が所管する（仮称）共生社会推進条例の骨子案に関するものを議題として、11月に開催を予定しております。そちらにつきましては、近日中に日程調整をさせていただきますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、高校生の委員や、日頃実際に関わっている皆様より貴重な意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、第7期札幌市子どもの権利委員会第5回委員会は、以上をもって終了いたします。

以 上